

委員会提出議案第 8 号

農業の事業承継に係る総合相談窓口の設置及び支援体制の構築に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

東広島市議会議長 奥 谷 求 様

提 出 者 東広島市議会議会運営委員会
委員長 岩 崎 和 仁

(提案理由)

本市議会において実施した一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組の結果、農業の事業承継に関して、地域農業の持続的な発展及び農地の保全を図るため、譲り手と受け手の双方が早期に安心して相談できる総合相談窓口の設置並びに実効性のある支援体制の構築について、執行部に求める必要があると認められたため、決議を行うことについて議会の議決を求めるものである。

農業の事業承継に係る総合相談窓口の設置及び支援体制の構築に関する決議

近年、本市の農業を取り巻く環境は、農業者の急速な高齢化と後継者不足が深刻化しており、地域農業の担い手確保と農地保全は極めて重要な課題となっている。本市が策定した農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の「目標地図」においても、担い手が決定していない農地の割合が市内全体の57.2%に達しており、農地の荒廃化や地域農業の縮小が強く懸念されている。

こうした中、地域農業を将来にわたって維持・発展させるためには、意欲ある新規就農者や営農規模の拡大を目指す既存農業者等へ、経営や農地等を着実に引き継ぐ「第三者承継」を推進するとともに、その基盤となる環境を整備することが極めて重要である。

一方、新規就農者や営農規模の拡大を目指す既存農業者等、第三者承継の「受け手」となる者のニーズは着実に存在しているものの、現行の支援策では、譲り手から受け手への円滑な経営や資産等の引き継ぎを支える具体的な施策や、承継初期に生じる投資・資金繰りのリスクを軽減し、営農定着を図る専門的な支援体制が、必ずしも十分とは言えない。

また、農業の事業承継は、農地や農業機械・施設等の資産の承継に加え、経営ノウハウや取引関係、販路等、多岐にわたる課題への対応が必要となる。

そのため、農業委員会、農業協同組合その他の関係機関及び専門家との連携が不可欠であるが、相談先が分散しているため、譲り手と受け手の双方が必要な支援にたどり着きにくく、事業承継に向けた検討が十分になされないまま、承継の機会を失うことも懸念される。

さらに、事業承継を円滑に進めるためには、譲り手と受け手双方の意向を早期に把握し、条件整理やマッチング、承継後の経営支援までを一貫して支える体制が必要である。

しかしながら、現状では全産業一括型の相談窓口や個別機関による対応が中心となっており、農業特有の課題に総合的かつ継続的に対応する体制は十分とは言えない。

よって、本市議会は、第三者承継を推進し、地域農業の持続的な発展と農地の保

全を図るため、譲り手と受け手の双方が早期に安心して相談できる「農業の事業承継に係る総合相談窓口」を設置するとともに、同窓口の積極的な周知及び利用促進を図ること、さらに、関係機関及び専門家と連携し、相談、マッチング、承継後の経営支援までを一体的に行う実効性のある伴走型支援体制を構築することを、市執行部に対し強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

東 広 島 市 議 会